

基本施策Ⅱ－4

高齢者が暮らしやすい住まい・まちづくりの推進

趣旨 心身や世帯等の状況に応じた住まいづくりやバリアフリーに配慮したまちづくりを推進します

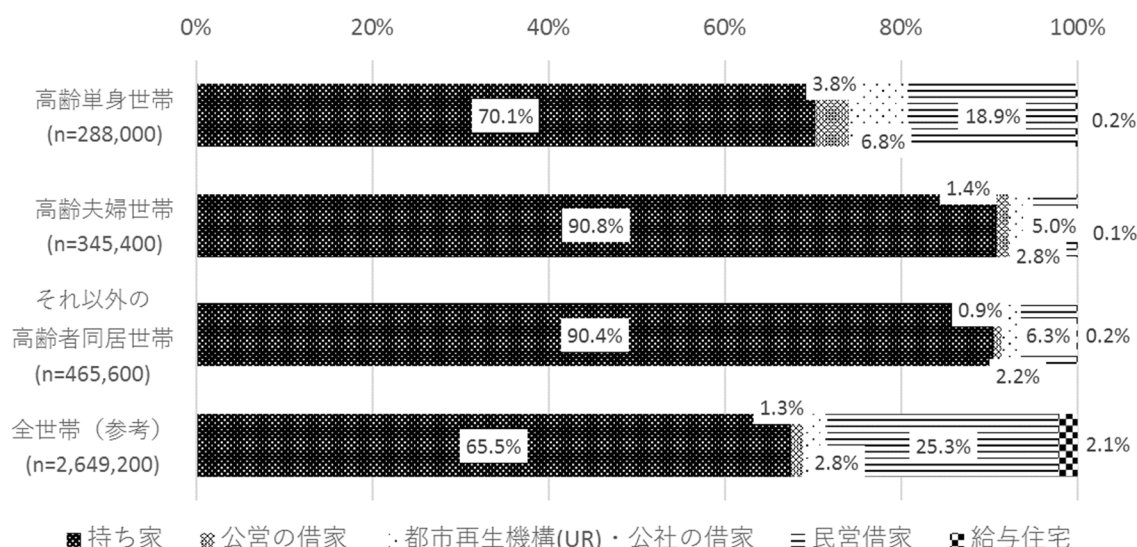
現状

【住まい】

- 住まいは、生活を支える基盤であり、生きていく上で欠かすことができない大変重要な役割を担っています。
- 本県における高齢者の住まいの状況を見ると、高齢者のいる世帯の多くは持ち家に居住しています。また、一人暮らしの高齢者の約2割は民営の借家に居住しています。（図3-2-4-1）

図3-2-4-1 高齢者の住宅の所有関係（千葉県）

今後更新予定



※平成30年住宅・土地統計調査より

- 高齢者が生き生きと安全に安心して暮らせるよう、高齢者への配慮がなされた住まいの供給を図るため、第4次千葉県住生活基本計画（目標4（千葉県高齢者居住安定確保計画））において整備目標を設定しています。（表3-2-4-2）

今後更新予定

表3-2-4-2 千葉県高齢者居住安定確保計画における目標

	【現状】(R4)	【目標値】(R12)
高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	2.7%	→ 3.5%

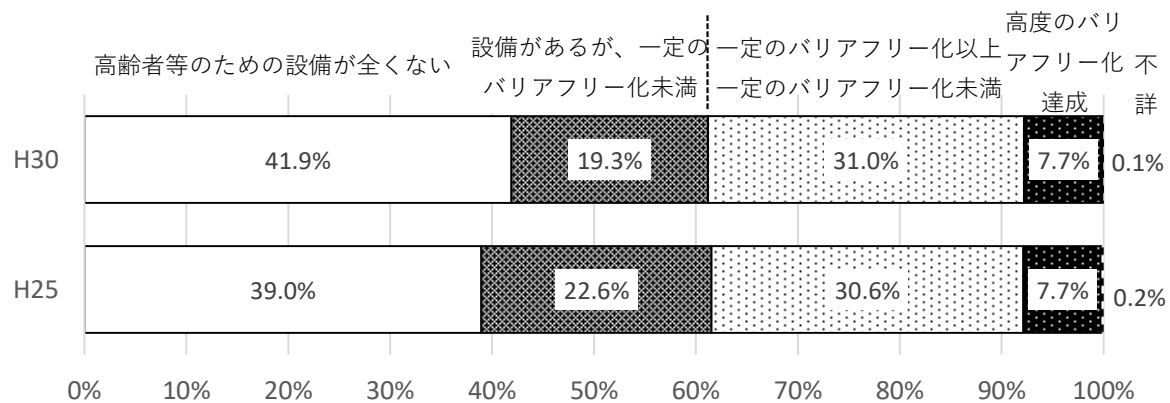
※高齢者向け住宅は、有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、シルバーハウジング、サービス付き高齢者向け住宅とする。

- 平成30年の「住宅・土地統計調査」によると高齢者の居住する住宅のうち、一定のバリアフリー化（※）がされている住宅の割合は38.7%ある一方で、またぎやすい高さの浴槽などの高齢者等のための設備のない住宅の割合は41.9%にのぼります。（図3-2-4-3）

（※）一定のバリアフリー化…2 か所以上の手すり設置又は屋内の段差解消のいずれかを満たすもの

図3-2-4-3 高齢者等のための設備状況（千葉県）

今後更新予定



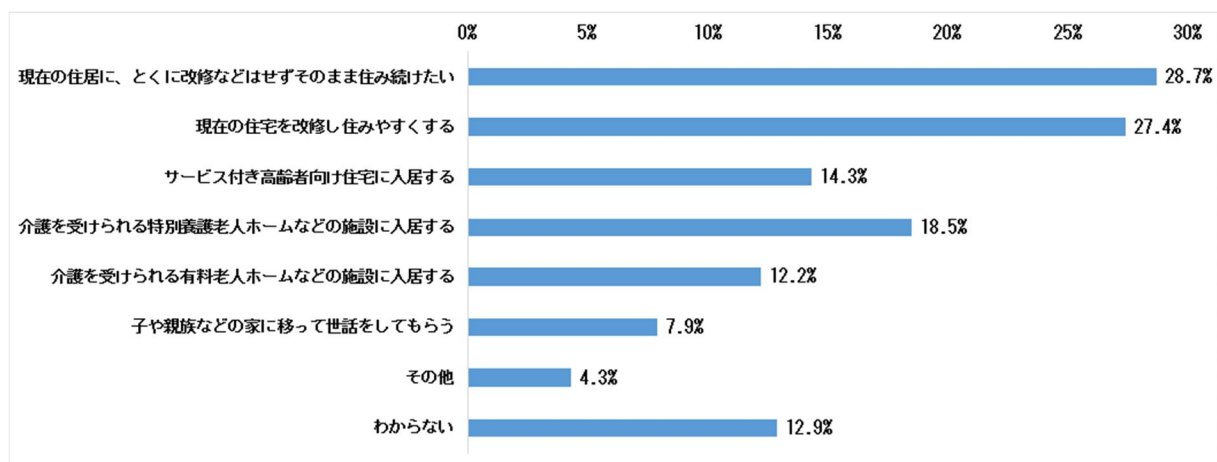
※総務省「住宅・土地統計調査」（平成25年、平成30年）より

- 多くの人が、介護が必要になってもそのまま、又は改修をして、自宅に住み続けたいと考えている一方で、介護が必要になったときには特別養護老人ホームや有料老人ホームなどの高齢者施設や、サービス付き高齢者向け住宅に住替えたいと望む人もいます。（図3-2-4-4）

図3-2-4-4 身体が虚弱化した時に住みたい住宅（全国）

今後更新予定

(n = 1,870)



※内閣府：高齢者の住宅と生活環境に関する調査（H30）

【まちづくり】

- 高齢者等が安全で安心な日常生活や社会参加ができるよう、住まい、公共交通機関、施設などさまざまな場所において、バリアフリーに配慮したまちづくりが進められています。
- 本県鉄軌道駅の段差解消への対応状況は、総駅数に対し 70.9% であり、1 日当たりの平均利用者数 3 千人以上の駅においては 98.6% の達成率となっています。(表 3-2-4-5)

表 3-2-4-5 鉄軌道駅の段差解消への対応状況（千葉県）

総駅数		<u>354</u>
1 日当たりの平均利用者数が 3 千人以上の駅数		<u>216</u>
移動等円滑化基準第 4 条及び 18 条の 2 に適合している設備により段差が解消されている駅		<u>251</u>
	うち 3 千人以上の駅数	<u>213</u>
	3 千人以上の駅に対する割合	<u>98.6%</u>

※令和 8 年 3 月 31 日現在 国土交通省ホームページより

- バリアフリー法の移動等円滑化基準に適合する、床面の地上面からの高さが概ね 30cm 以下である「ノンステップバス」について、本県での乗合バスにおける導入状況は、対象車両数に対し 72.4%の導入率となっています。(表 3-2-4-6)

今後更新予定

表 3-2-4-6 県内乗合バスのノンステップバス導入状況（千葉県）

総車両数	<u>2,458 台</u>
対象車両数	<u>2,098 台</u>
うち、ノンステップバス車両数	<u>1,691 台</u>
対象車両数比	<u>80.6%</u>

(注)「対象車両数」は、乗合バス総車両数から移動円滑化基準適用除外認定を受けた車両を除いた数とする。

※令和 8 年 3 月 31 日現在 県調査による。

- 高齢者等が日ごろの主な外出先ごとの移動に関する不便さを感じる割合をみると、「日ごろの買い物」や「医療機関」において、「非常に不便に感じる」と「やや不便に感じる」を合わせて「不便に感じる」割合が 25% 超となっています。(表 3-2-4-7)

表 3-2-4-7 外出先の移動の不便さ（千葉県・高齢者）

	回答数	不便を感じる			不便に感じない			該当なし (行かない)
			非常に不便を感じる	やや不便を感じる		あまり不便に感じない	全く不便に感じない	
① 日ごろの買い物	4,881	25.4%	8.8%	16.6%	68.4%	46.5%	21.9%	6.2%
② 医療機関 (病院・診療所)	4,806	26.1%	8.7%	17.4%	68.3%	46.4%	21.9%	5.6%
③ 介護・福祉施設	4,062	3.5%	1.1%	2.4%	12.9%	7.6%	5.3%	83.7%
④ 金融機関 (郵便局・銀行)	4,732	17.3%	5.1%	12.2%	73.3%	48.0%	25.3%	9.4%
⑤ 公共施設 (役所・公民館等)	4,610	17.4%	5.9%	11.5%	66.3%	44.7%	21.6%	16.3%
⑥ 趣味・習い事	4,343	6.5%	2.0%	4.5%	39.4%	24.8%	14.6%	54.0%
平均		16.5%	5.4%	11.1%	56.1%	37.2%	18.8%	27.4%

※「千葉県移動困難者調査・対策事業業務取りまとめ報告書(平成31年3月)」

- 高齢者の外出手段について、「日ごろの買い物の移動の手段」をみると、都市部（高齢化団地）では「自動車・バイク（自分で運転）」「家族・近所の車に同乗、送迎」を合わせた割合が約4割に対し、地方部では約8割になりました。また、「医療機関への移動の手段」については、「日ごろの買い物の移動手段」に比べると公共交通機関の割合が高い傾向になっています。（表3-2-4-8、3-2-4-9）

表3-2-4-8 日ごろの買い物の移動の手段（千葉県・高齢者）

	都市部	地方部
回答数	1,232	4,536
自動車・バイク（自分で運転）	35.8%	59.9%
家族・近所の車に同乗、送迎	7.5%	19.7%
徒歩	49.2%	13.4%
自転車	18.0%	9.3%
バス	20.3%	3.4%
電車	6.3%	1.4%
タクシー	1.2%	1.7%
その他送迎等	2.1%	0.6%
その他	0.8%	1.2%
該当なし（行かない）	2.4%	3.7%

※「千葉県移動困難者調査・対策事業業務取りまとめ報告書（平成31年3月）」

表3-2-4-9 医療機関への移動の手段（千葉県・高齢者）

	都市部	地方部
回答数	1,235	4,566
自動車・バイク（自分で運転）	32.4%	56.3%
家族・近所の車に同乗、送迎	7.8%	22.6%
徒歩	31.9%	11.0%
自転車	10.2%	5.8%
バス	29.6%	6.7%
電車	15.8%	4.9%
タクシー	4.9%	3.7%
その他送迎等	5.7%	2.0%
その他	1.2%	0.9%
該当なし（行かない）	3.1%	1.9%

※「千葉県移動困難者調査・対策事業業務取りまとめ報告書（平成31年3月）」

- 新型コロナウイルス感染症等の影響により、路線バスの利用者数・営業収入は大きく減少しています。回復傾向にあるものの、コロナ前の水準には戻っておらず、厳しい経営状況にあるため、不採算路線の撤退が進み、高齢者等の移動手段の減少が懸念されます。(表 3-2-4-10)

表 3-2-4-10 県内バス事業の年度別実績推移(千葉県)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
事業者数	46	47	48
輸送人員(千人)	213,903	151,593	170,186
営業収入(千円)	33,731,855	25,108,802	28,274,291

※国土交通省関東運輸局統計資料より加工。

- 人口減少や高齢化などを背景とした利用者数の減少等に伴い、路線バス廃止後の地域住民の足として、市町村が主体となり運行する、コミュニティバスやデマンド型交通の導入が広がっています。(表 3-2-4-11)

表 3-2-4-11 コミュニティバス・デマンド型交通の運行状況(千葉県)

コミュニティバスの運行	デマンド型交通の運行
40 市町、152 路線	23 市町、33 区域

※令和3年度末現在(県内における地域公共交通の現況)

- 県内各市町村において、高齢者等の移動支援サービスとして、バス・タクシーの運賃割引やコミュニティバスの運行など、高齢者等の外出に資する取組を行っています。(表 3-2-4-12)

表 3-2-4-12 移動支援サービス等の取組市町村数(千葉県) 令和8年10月以降更新予定

移送外出支援	福祉カー貸出	タクシー運賃割引	バス運賃割引	コミュニティバス運行
37	39	54	23	42

※令和 7 年度 市町村における高齢者福祉施策実施状況調査

課題

【住まい・住宅】

- 高齢者が安心して住み続けるためには、本人の意向により住まいが選択され、特性や心身の状況など、高齢者個々人の状況に応じて、本人の希望にかなった多様な住まいを確保していくことが重要です。
- 高齢者や低額所得者、障害者などの住宅確保要配慮者の入居については、居室内での死亡事故等に対する不安から、拒否感を有している賃貸人もいるため、高齢者が地域で安心して暮らすために、住まいを円滑に確保できる環境の整備が求められています。
- 高齢者が住み慣れた住宅などに安心して住み続けることができるよう、住宅のバリアフリー化の更なる普及促進が必要です。
- 特別養護老人ホーム等の介護保険施設のほか、サービス付き高齢者向け住宅など、高齢期の特性や心身の状況といった個別の事情に応じた多様な住まいの確保や、各まちづくり計画を踏まえた整備が必要です。
- 特別養護老人ホームの入所待機者数は依然として 1 万人 近く となっていることから、引き続き計画的に整備を進めるとともに、これを支える介護人材の確保も必要です。また、県内東部や南部においては、今後高齢者の減少が見込まれる市町村もあることから、地域の実情に応じた整備が必要です。
- 養護老人ホームは、近年入所率が低下傾向にありますが、生活環境及び経済的な理由により居宅での生活が困難な高齢者のセーフティネットとしての重要な機能を担っています。また、虐待被害など多様な問題を抱える高齢者が増加していることから、こうした高齢者の受け皿としての役割も求められています。
- 軽費老人ホームの入所率は概ね横ばいですが、身体機能の低下等により自立した生活を営むことに不安がある高齢者が低額で入居できる「住まい」としての役割が引き続き求められています。
- 有料老人ホームは、自立した人から要支援、要介護の人まで、想定される入居対象者は施設ごとに異なりますが、入居者が生き生きと安全に安心して暮らせるよう質の確保を図っていくことが必要です。

- サービス付き高齢者向け住宅の種類は様々であり、特にオプションで食事提供・入浴等の介護を行う住宅や高齢者生活支援施設が併設された住宅、医療機関・介護サービス事業所等と連携している住宅が増加しています。入居者が自らの心身の状況に応じたサービスを受け、安心して長く住むことのできるような住宅を選択する判断材料につなげるため、運営情報の公開を促進することが必要です。

【まちづくり】

- 高齢者等が安全・安心な日常生活や社会参加ができるよう、あらゆる場所において、バリアフリーにより一層配慮したまちづくりが求められます。
- 外出や移動に困難をきたす高齢者にとって、バスやタクシー等の公共交通は日常生活における移動手段として極めて重要であるため、これらの移動手段を維持・確保することが必要です。
- 日ごろの買い物に不便さを感じる、いわゆる買い物弱者となっている高齢者が、都市部・地方部を問わず一定数いるため、高齢者のニーズを踏まえ、地域の実情に応じた多様な主体の参画による支援が求められます。

取組の基本方針

① 多様な住まいのニーズへの対応

- 多様な主体との連携強化を図り、高齢期の心身状況に合った住まいへスムーズに住み替えられる環境づくりに取り組みます。
- 高齢者が地域に住み続けることができるよう、資金の貸付制度を促進します。

取組
民間賃貸住宅への入居支援 (住宅課)
不動産担保型生活資金制度の促進 (健康福祉指導課)

② 自立や介護に配慮した住宅の確保・充実

- 自立した生活を送りやすい住宅や、介護を受けやすい住宅、住宅型有料老人ホームなどの情報を提供するとともに、バリアフリー改修の必要性について普及啓発に努めます。
- 県営住宅のバリアフリー化を進めます。
- 将来介護を必要とする状態になっても住み続けることができる、より良質なサービス付き高齢者向け住宅の供給を図ります。

取組
住宅リフォームの促進 (住宅課)
住まいの相談 (高齢者福祉課)
耐震改修に関する相談 (建築指導課)
県営住宅の整備 (住宅課)
サービス付き高齢者向け住宅の供給促進 (住宅課)
サービス付き高齢者向け住宅の情報公開 (住宅課)
住宅型有料老人ホームの情報公開 (高齢者福祉課)
サービス付き高齢者向け住宅の指導 (住宅課)
有料老人ホーム <u>における安全性および質の確保</u> (高齢者福祉課)
サービス付き高齢者向け住宅の取得に係る不動産取得税の軽減 (税務課)

③ 施設サービス基盤等の確保・充実

- 広域型特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設については、地域における社会資源や高齢者のニーズを把握している市町村と連携して計画的に整備を進めていきます。
- 住み慣れた地域で生活を継続できるように、地域密着型特別養護老人

ホームや、認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービス基盤の整備を支援します。

- 養護老人ホーム、軽費老人ホームについては、今後も利用状況等を勘案し必要な定員数を確保します。

取組
広域型特別養護老人ホームの開設準備への支援（再掲） （高齢者福祉課）
広域型特別養護老人ホームの整備への支援（再掲） （高齢者福祉課）
介護老人保健施設の開設支援（再掲） （高齢者福祉課）
地域密着型サービスの開設準備への支援（再掲） （高齢者福祉課）
地域密着型サービスの整備への支援（再掲） （高齢者福祉課）

④ 自立や介護に配慮した安全・安心なまちづくりの促進

- 千葉県福祉のまちづくり条例に基づき、高齢者や障害者を含むすべての人が安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、積極的に参加できる社会の構築を目指して、総合的な福祉のまちづくりを推進します。
- 買い物弱者を含め、外出時の移動手段の確保に困難をきたす高齢者を地域全体で支えていくための取組を促していきます。
- 公共交通機関のバリアフリー化を支援します。
- 歩道や建築物等のバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を進めます。

取組
公共的施設等のバリアフリー情報の提供 （健康福祉指導課）
鉄道駅バリアフリー設備整備促進 （交通計画課）
持続可能な地域公共交通の確保支援事業 （交通計画課）

千葉県バス対策地域協議会における生活交通の維持・確保に関する方策協議 (交通計画課)
歩行空間のバリアフリー化の推進 (道路環境課) (道路整備課)
建築物におけるバリアフリー・ユニバーサルデザインの推進 (建築指導課)
県立都市公園の整備 (公園緑地課)